

入札公告

(仮称) 東根市学校給食共同調理場整備等事業について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成18年 7月 6日

東根市長 土田 正剛

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業名称

(仮称) 東根市学校給食共同調理場整備等事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業計画地

東根市大字東根元東根字一本木6032外

(3) 事業内容

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。)に基づき実施する。入札参加者は、開札及び審査の結果、落札者となった場合は、東根市(以下「市」という。)との事業契約の調印(仮契約)までに、特別目的会社を会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として東根市内に設立し、PFI手法(BTO方式)により次の業務を行う。

- 1) 施設等の整備業務
- 2) 施設等の維持管理業務
- 3) 給食の運営等業務

(4) 事業期間

事業契約の市議会における議会の議決を得られた日から平成35年3月31日まで

2 入札参加者の備えるべき参加要件等

(1) 入札参加者の参加要件

入札参加者は、必ず、施設等の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、施設等の整備業務のうち建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、施設等の維持管理業務を担当する者（以下「維持管理企業」という。）、給食の運営等業務を担当する者（以下「運営企業」という。）で構成されるものとし、必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を含むことができる。

入札参加者は、単独企業（設計、建設、維持管理、運営等を単独の企業で実施する、以下「入札参加企業」という。）とすることも、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。入札参加グループの場合は、設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業及びその他企業を、入札参加グループの構成員という。

いずれの場合も、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の名称等について明らかにすること。

なお、施設等の整備業務のうち「施設等の整備に係る調理設備設置・食器食缶等調達業務」及び施設等の維持管理業務のうち「施設等の維持管理に係る調理設備・食器食缶等保守管理業務」については、その他企業が当該業務を担当することができるものとする。

また、設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業は、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能とする。

なお、施設等の整備業務のうち「施設等の整備に係る調理設備設置・食器食缶等調達業務」、施設等の維持管理業務のうち「施設等の維持管理に係る調理設備・食器食缶等保守管理業務」及び給食の運営等業務のうち「給食の運営等に係る配送・回送業務」を協力企業に再委託（再発注）する場合は、入札書等及び入札提案書類の提出時に、これら協力企業の名称等について明らかにすること。

入札参加グループで申し込む場合は、以下の要件を満たすこと。

- 1) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が入札に関する手続を行うこと。

- 2) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業の変更は認めない。
- 3) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行い、入札書等及び入札提案書類の受付期限日（開札日）の前日までかつ市が承諾した場合にかぎり、代表企業を除く構成員の変更及び追加を行うことができる。
- 4) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員としての重複参加は認めないとともに、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）として再受託（再受注）する協力企業としての重複参加も認めない。ただし、落札者決定後に、落札に至らなかった入札参加企業又は入札参加グループの構成員が、落札した入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、再受託（再受注）することを妨げない。

(2) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のうち、設計企業、建設企業、運営企業は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。また、設計企業、建設企業、運営企業は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、すべての者が以下の資格要件を満たしていること。なお、維持管理企業並びにその他企業については、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとし、特段の資格要件を設けない。

1) 設計企業

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- イ 平成18年度東根市入札参加資格者名簿に業種区分「建築関係コンサル」で登録をしていること。
- ウ HACCP対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

※ 工事監理は、設計企業が実施すること。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合は、当該設計企業以外の工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めること。なお、その場合の資格要件は、設計企業と同じとする。

2) 建設企業

ア 建築業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 平成18年度東根市入札参加資格者名簿に工事種目「建築」で登録をし、競争参加資格に関する確認基準日直近の経営事項審査結果通知書の総合評点(P)が、750点以上であること。

3) 運営企業

ア HACCP対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

イ 以下の調理業務に関する実績のいずれかを有していること。

① 学校給食施設における調理業務

② 公的施設における集団調理施設(同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設)における調理業務

③ 民間施設で3,000食/日以上調理施設における調理業務

(3) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限

以下に該当する者は、入札参加企業、入札参加グループの構成員にならないものとする。

1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

2) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てがなされている者。

3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。(更生手続開始の決定を受けた者は除く。)

4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申立てがなされている者。(手続開始の決定を受けた者は除く。)

- 5) 東根市建設工事入札参加有資格事業者指名停止基準による指名停止の期間中である者。
 - 6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者。
 - 7) 直近2年間の法人税、消費税又は法人市民税を滞納している者。
 - 8) 市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
 - 9) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している民間事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（市は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関するアドバイザー業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は本事業について、石井法律事務所（法務アドバイザー）と提携している。）。
- (4) 入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日等

入札参加者の備えるべき競争参加資格（「(1)入札参加者の参加要件、(2)入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件、(3)入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限に掲げる要件」をいう（以下同じ。）。）に関する確認基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期限日とする。

なお、入札書等及び入札提案書類の受付期限日（開札日）から基本協定の締結の日までに入札参加者の備えるべき競争参加資格を欠く入札参加企業及び入札参加グループは失格とする。また、本事業の入札において、入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したときは、基本協定の締結の日を超える日以降であっても、入札を無効とする場合がある。

3 入札の実施

(1) 入札説明書等の公表（交付）

入札説明書等の公表（交付）を以下の要領で行う。

1) 公表（交付）日時及び場所

ア 公表(交付)日時 / 平成18年7月6日(木)から7月12日(水)、
開庁日の午前9時から12時及び午後1時から5時の間

イ 公表（交付）場所 / 本事業に関する窓口

2) 市のホームページによる公表（交付）

入札説明書等の公表（交付）は、市のホームページにおいても行う。

(2) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を以下の要領で行う。

1) 開催日時及び場所

ア 開催日時 / 平成18年7月11日（火）午後1時30分から

イ 開催場所 / 東根市役所4階会議室

2) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成18年7月6日（木）から7月10日（月）午後5時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

3) 参加申込方法

入札説明書において提示する。

(3) 事業計画地説明会

事業計画地の状況等を確認するための事業計画地説明会を以下の要領で行う。

1) 開催日時及び場所

ア 開催日時 / 平成18年7月11日（火）午後4時から

イ 開催場所 / 東根市大字東根元東根字一本木6032外

2) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成18年7月6日（木）から7月10日（月）午後5時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

3) 参加申込方法

入札説明書において提示する。

(4) 別冊資料の閲覧

別冊資料の閲覧を以下の要領で行う。なお、別冊資料は、本入札説明書と一体のものとして取り扱うので、本事業に関する入札を希望する入札参加者（予定者）は必ず閲覧すること。

1) 閲覧日時及び場所

ア 閲覧日時 / 平成18年7月31日（月）から8月4日（金）、開庁日の午前9時から12時及び午後1時から5時の間

- イ 閲覧場所 / 本事業に関する窓口
- 2) 受付日時及び場所
 - ア 受付日時 / 平成18年7月28日(金)から8月3日(木)、開庁日の午前9時から12時及び午後1時から5時の間
 - イ 受付場所 / 本事業に関する窓口
- 3) 閲覧申込方法
 - 入札説明書において提示する。
- (5) 各学校説明会
 - 本事業の給食の運営等に係る配送・回送業務の対象となる各学校の状況等を確認するための各学校説明会を以下の要領で行う。
 - 1) 開催日時及び場所
 - ア 開催日時 / 平成18年8月2日(水) 午前10時から
 - イ 開催場所 / 東根市役所正面玄関に集合(市の用意するマイクロバスで移動)
 - 2) 受付日時及び場所
 - ア 受付日時 / 平成18年7月24日(月)から7月26日(水) 午後5時まで
 - イ 受付場所 / 本事業に関する窓口
 - 3) 参加申込方法
 - 入札説明書において提示する。
- (6) 入札説明書等に関する質問の受付
 - 入札説明書等に関する質問の受付を以下の要領で行う。
 - 1) 受付日時及び場所
 - <1回目>
 - ア 受付日時 / 平成18年7月11日(火)から7月18日(火) 午後5時まで
 - イ 受付場所 / 本事業に関する窓口
 - <2回目>
 - ア 受付日時 / 平成18年8月23日(水)から8月28日(月) 午後5時まで
 - イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

2) 質問提出方法

入札説明書において提示する。

(7) 入札説明書等に関する質問回答の公表

入札説明書等に関する質問回答の公表を以下の要領で行う。

<1回目>

ア 公表日時 / 平成18年8月8日(火)

イ 公表場所 / 市のホームページ

<2回目>

ア 公表日時 / 平成18年9月12日(火)

イ 公表場所 / 市のホームページ

(8) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付

入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付を以下の要領で行う。

1) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成18年10月2日(月)から10月5日(木)、開
庁日の午前9時から12時及び午後1時から5時の間

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

2) 確認申請方法等

入札説明書において提示する。

(9) 競争参加資格確認審査の結果の通知

入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出した入札参加者に対
して、書面により平成18年10月6日(金)に市から通知する。

(10) 競争参加資格がないとされた理由の説明請求の受付

競争参加資格がないとされた理由の説明請求の受付を以下の要領で行う。

1) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成18年10月6日(金)から10月13日(金)、
開庁日の午前9時から12時及び午後1時から5時の間

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

2) 説明請求方法

入札説明書において提示する。

(11) 競争参加資格がないとされた理由の回答

競争参加資格がないとされた理由の説明請求を受けた場合は、当該請求
者に対して、平成18年10月20日(金)までに書面により回答する。

(12) 入札辞退の受付

1) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成18年10月6日(金)から10月20日(金)、
開庁日の午前9時から12時及び午後1時から5時の間

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

2) 提出方法

入札説明書において提示する。

(13) 入札書等及び入札提案書類の受付

入札書等及び入札提案書類の受付を以下の要領で行う。

1) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成18年10月23日(月)、午前9時から12時及
び午後1時から2時の間

イ 受付窓口・受付場所 / 東根市総務部財政課・東根市役所2階会議
室

2) 提出方法

入札説明書において提示する。

3) 入札保証金

入札保証金は、東根市財務規則第97条第2号の規定により免除する。

4) 予定価格

予定価格は、金4,144,000,000円である。

5) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札
参加者を落札者とした場合は、落札の決定を取り消すものとする。

なお、競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加企業又は入札
参加グループの構成員のいずれかが、入札書等及び入札提案書類の受付
期限日(開札日)において、入札参加者の備えるべき競争参加資格に掲
げる要件の1つでも満たさない場合は、当該入札参加者は競争参加資格
を失うことになり、本事業に関する入札の資格がない者に該当する。

ア 本事業に関する入札の資格がない者の行った入札

イ 競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者の代表者以外の
者が行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人の行った入札

エ 競争参加資格確認申請書等、その他の一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札

オ 記名押印を欠いた入札

カ 入札金額を訂正した入札

キ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 本事業に関する入札において、他の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

6) 入札の中止等

入札参加者の連合その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(14) 入札書の開札

入札書の開札を以下の要領で行う。

1) 開札日時及び場所

ア 開札日時 / 平成18年10月23日(月)午後2時30分

イ 開札場所 / 東根市役所2階会議室

2) 開札方法

入札説明書において提示する。

(15) 入札に関する留意事項

入札説明書において提示する。

4 最優秀提案者の選定及び落札者の決定・公表

(1) 落札者の決定方式

総合評価一般競争入札によるものとする。

(2) 審査委員会の設置

学識経験者及び市の職員等で構成する審査委員会(「東根市PFI事業審査委員会設置要綱(平成17年7月4日告示第33号)」に基づき設置、以下「審査委員会」という。)において行う。

(3) 最優秀提案者の選定の実施

最優秀提案者の選定に係る手順は以下のとおりとする。

1) 最優秀提案者の選定

最優秀提案者の選定のための提案審査を以下の項目で行う。詳細については、落札者決定基準において提示する。

ア 提案審査（基礎審査）

イ 提案審査（定性審査）

ウ 提案審査（価格審査）

(4) 落札者の決定・公表

落札者決定に係る手順は以下のとおりとする。

1) 落札者の決定・公表

ア 審査員委員会による最優秀提案者の選定を受け、市が落札者を決定する。

イ 入札参加者に対して文書で通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

2) 審査講評の公表

P F I 法第 8 条に規定する客観的評価（審査講評）は、落札者と基本協定を締結した後に公表する。

5 その他

(1) 事業契約等に関する事項

1) 基本協定の締結

落札者は、落札者の決定の通知を受けてから速やかに、市を相手方として、事業契約の調印（仮契約）に向けて必要となる事項等について、基本協定を締結する。詳細については、入札説明書において提示する。

2) 特別目的会社の設立

落札者は、市との事業契約の調印（仮契約）までに、本事業を実施する株式会社として特別目的会社（選定事業者と同じ、以下「選定事業者」という。）を東根市内に設立する。詳細については、入札説明書において提示する。

3) 選定事業者との事業契約の調印（仮契約）

選定事業者は、平成 1 8 年度 2 月上旬を目処に、市を相手方として、事業契約書（案）及び入札提案書類に基づき、事業契約の調印（仮契約）をしなければならない。事業契約において、選定事業者が実施すべき施

設等の整備業務（調査・設計、建設）、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務等に関する業務内容、支払金額、支払方法等を定める。詳細については、入札説明書において提示する。

4) 事業契約の市議会における議決（効力の発生）

本事業は、P F I 法第9条の規定により、市議会の議決を得たときに効力を生じるものとする。

なお、市議会の議決が得られず事業契約の効力が発生しなかった場合は、市及び選定事業者（落札者を含む）が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

5) 契約保証金

ア 選定事業者は、設計及び建設工事等の履行を保証するため、事業契約の締結後速やかに、施設等の引渡しまでの間、以下に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、⑤の場合において、市を被保険者とした場合は、直ちにその保証証券を市に提出し、選定事業者等を被保険者とした場合は、選定事業者の負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を市のために設定する。

① 契約保証金の納付

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

③ 施設等の建設に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

④ 施設等の建設に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証

⑤ 本契約に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

イ 保証の金額は、施設等整備費相当分（ただし、「施設等の整備業務に関する金利支払額」を除く。）の100分の10とする。

ウ 契約金額の変更があった場合、保証の金額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、市は、選定事業者に対し保証の金額の増額を請求することができ、一方、選定事業者は、市に対し保証の金額の減額を請求することができる。

(2) その他、詳細については、入札説明書において提示する。

6 本事業に関する窓口

東根市総務部プロジェクト推進課

住 所：〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号

電 話：0237-42-1111（内線3121）

F A X：0237-43-2413

e-mail：project@city.higashine.yamagata.jp

ホームページ：<http://www.city.higashine.yamagata.jp>